

平成28年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月17日(採決)

平成28年 第2回 定例会 会議録

日時 平成28年6月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、6月13日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)

「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、固定資産税の税負担軽減措置について、太陽光発電設備、風力発電設備、水力・地熱・バイオマス発電設備に、今まで国が一律に定めていた固定資産税の特例措置の割合を、地方自治体が自主的に判断し条例で決定できるしくみ、いわゆる「わが町特例」を導入した上で、その適用期限を延長するものであります。

具体的には、太陽光発電設備及び風力発電設備についての特例率は3分の2、水力・地熱・バイオマス発電設備についての特例率は、2分の1でそれぞれ適用期限が2年延長となるものであります。

この条例は、平成28年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認を

いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって議案第28号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)
「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)

「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税額分及び後期高齢者支援金分をそれぞれ2万円引き上げ、また、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については1万円引き上げるものです。

なお、本条例は平成28年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり承認しております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)
「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 議案第30号、専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)

「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,928万1,000円とするものです。

予算の内容は、平成27年度国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成28年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金1億5,000万円を追加補正するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、議案第31号「篠栗町男女共同参画計画策定委員会条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第31号「篠栗町男女共同参画計画策定委員会条例の制定について」

本議案は、男女共同参画社会基本法に基づき、篠栗町における男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策を総合的かつ計画的に進める篠栗町男女共同参画計画の策定に当たって、幅広い住民等からの意見を聴取し、計画に反映させることを目的とする篠栗町男女共同参画計画策定委員会を設置するために、条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

委員会の構成は、学識経験者、住民の代表者など10人以内であります。

審査の中で、「実効性のある計画づくりのため経過の報告はしないのか」との質疑があり、随時議会に報告するとの答弁を得ております。

なお、この条例は公布の日から施行され、平成29年3月31日限り、その効力を失うものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第32号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第32号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、当分の間の処置として保育士配置要件に准看護師及び職員配置に係る附則を追加し、また、建築基準法施行令が改正されたことに伴い、避難用施設の構造要件を改正する必要があるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、小規模保育事業所等の職員の資格に准看護師を追加し、また、建築基準法施行令の改正に伴い、小規模保育事業所等の設備の基準中、4階以上の階に保育室を設ける場合の排煙設備等の避難用設備の構造要件を改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成28年6月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第33号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 議案第33号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正により、義務教育学校の規定を追加する必要があるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、放課後児童支援員の資格に義務教育学校の教諭の資格を有する者を追加するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第34号「篠栗町障害支援区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、本案も文教厚生委員会に付託し

ておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第34号「篠栗町障害支援区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、同条例第1条中の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) すいません、質疑というより文言で、先ほどから公布の日から施行し、4月1日から適用するという表現ですが、そうじゃなしに、公布の日から施行し、同条の規定は4月1日から適用するという表現じゃないと、ちょっと可笑しいような気がいたすんですがいかがでしょうか。

問題なければオッケーですが。

○議長(阿部 寛治) じゃあ、文言としてはですね、現況今読んでおるとおりということで問題ないということですから、そのとおりしていきたいと思っておりますので、お願いします。

では、ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第35号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第35号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、福岡県重度障害者医療費支給制度が本年10月1日に改正されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、3歳から中学生までの重度障害者の自己負担上限月額を、現行の5,000円から3,500円、低所得者は3,000円から2,100円に引き下げるものです。

なお、本条例は平成28年10月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第36号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)につい

て」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第36号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について」

本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ6,085万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,223万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税2,775万2,000円増額、国庫支出金のうち社会保障・税番号制度システム整備費補助金54万3,000円減額、カード関連事務委任に係る交付費補助金739万9,000円増加、県支出金のうち地域密着型施設等整備補助金2,625万円を増額補正するものであります。

歳出につきましては、総務費において熊本地震被災地への義援金358万6,000円、社会保障・税番号制度カード関連委任事務交付金等を1,114万7,000円、参議院議員及び篠栗町長選挙での賃金118万2,000円を、民生費において地域密着型施設等整備補助金2,625万円、栗の子保育園空調設備改修に係る整備補助金354万8,000円を、商工費においてプレミアム付き商品券事業に係る商工振興補助金300万円を、教育費において篠栗北中学校のバックネット整備工事494万円を増額補正するものです。

人件費におきましては、人事異動等により1,262万7,000円を増額補正し、繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金507万円、後期高齢者医療特別会計繰出金120万8,000円をそれぞれ減額し、北地区産業団地整備事業特別会計繰出金85万6,000円を増額補正するものであります。

また、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合分担金のうち、平成27年度地方債元利償還金について、1億20万8,000円の債務負担を行うもの及び須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金のうち、平成26年度地方債元利償還金について、限度額を1,657万1,000円に変更するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第37号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第37号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」

本議案は、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ343万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,584万6,000円とするものです。

予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正と国保標準システム改修費の補正です。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第38号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第38号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」

本議案は、平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ120万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,927万2,000円とするものです。

予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正です。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第39号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第39号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について」本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から人件費の補正に伴い、収益的支出193万9,000円を追加し、収益的支出の予定額を7億9,460万2,000円とするものです。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金などで補てんするものであります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第40号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第40号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、人件費

の補正及び非常用飲料水袋を購入するため、収益的支出56万円を追加し、収益的支出の予定額を5億626万2,000円とするものです。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金等で補てんするものであります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第41号「平成28年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第41号「平成28年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について」

本議案は、平成28年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算に歳入歳出それぞれ85万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,948万1,000円とするものです。

予算の内容は、開発区域内に土砂災害特別警戒区域が含まれていたため、この区域を分筆し、開発区域から除外する必要があるため、測量設計委託料の補正を行うものです。

また、継続費につきましても今回の補正に伴い、平成28年度分を7,548万

5,000円に変更するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、「常任委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

ここで招集日に配布しておりました、常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

無いようですので質疑を終わらせます。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成28年第2回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

専決処分を求めることについて3件、篠栗町男女共同参画計画策定委員会条例の制定を始め条例案5件、平成28年度補正予算6件の上程いたしました14議案に全てにつきまして、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

特に、議案第41号「平成28年度篠栗北地区産業団地整備計画事業特別会計補正予算」は、予算特別委員会でご審議いただく中で、議会の皆様方の関心と期待感の大きさをひしひしと感じました。まだ、詳細な実施計画の完成には至っておりませんが、早急に固めた上で議会にご説明し、町民の皆様にもお示しいたしたいと考えております。

開発実施に当たってそのポイントは、開業に至るまでの工程表（ガントチャートと申しますが）がしっかりできているか、その工程を計画どおりに進めるための組織図は、無理なく、無駄なく作り上げられているか、実行に支障のない組織であるか、その間のキャッシュフロー表は納得性の高いものかが大事なポイントとなります。

ガントチャート、組織図、キャッシュフロー表の、いわゆるプロジェクトの三種の神器をしっかりと作り上げ、節目の期限に遅れないように実行していくことこそ最も重要でございます。

特にキャッシュフロー表、つまりお金の流れでございますが、これにつきましては、議員の皆様にはしっかりとご理解いただけるよう今後とも説明を怠らないようにしてまいりたいと考えております。

これから4年間の大プロジェクトでございます。

篠栗町が地方交付税に過度に依存しなくて済むように、自主財源の増加を図って、自立への一步を踏み出すために、予定どおり完成したいと考えておりますので、何

とぞよろしくお願いいたします。

国際社会が深く連携して、それぞれの国の独立が担保されている現代社会におきまして、最近の、特に今週半ばからの世界経済の動きからは目が離せません。

イギリスのEU離脱国民投票を前にユーロ不安が起こり、アメリカの再利上げが見送られたことも合わせて日本円が買われ、昨日は一気に103円台まで上がりました。

麻生財務大臣や黒川日銀総裁は、「為す術がない」といった表情で静観を装っております。

地方創生、1億総活躍社会の実現と、国が将来の経済成長と安定的な税収増を目指した政策を打ち続けても、世界の大きなうねりに翻弄されている気がしてなりません。

昨夕の菅官房長官の定例記者会見の中で、為替の安定が極めて重要だとの発言を信じて、国の新たな政策に期待したいものでございます。

そうした大きな世界の動き、我が国の動きに注目する中で、一方、篠栗町のまちづくりについて、でございます。

本定例会の一般質問の場で松田議員から、次期選挙への意欲を問われました。

私は、町長という職は4年間の任期が全てと考えております。

本年11月に2期が満了するこの4年間は、新たな総合計画「篠栗みんなの道標」を作り、都市計画マスタープランを改定して、これまでである意味において自然体に任せていた篠栗町全体の将来の姿を変化させようと、その仕掛けづくりを始めました。

そうした篠栗町の取り組みと歩調を合わせたかのように、平成26年末、国は地方創生政策を発表し、それに基づき、篠栗町も「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来の人口減少を食い止めるべく、5年間の戦略のスタートを切りました。

まちづくりは、数十年単位の先を見据えた上で、4年間での持続可能な仕掛けを一つ一つ作り上げていくことこそ重要なポイントであると考えております。

誰が4年間の町政を預かるにしろ、行政が住民の皆さんと十分に論議して素案をつくり、議会で慎重審議が行われ、決定いただいた長期ビジョンを実践する納得性の高い仕掛けづくりこそ4年間の任期に任された大事な私のまちづくりと考えます。

私は、自らのまちづくりが道半ばであるので、再度、次の4年間に挑戦したいという表現は好みません。

長期ビジョンを实践する納得性の高い持続可能な仕掛けづくりのために、また、篠栗町民の幸せのために、新たな思いで、11月の町長選挙に立候補する決意でございます。

本日午後、正式に出馬表明をマスコミ発表いたします。

何とぞよろしく願いいたします。

最後に、議員各位におかれましては、多くの人が行き交う自然豊かな福岡都市圏の代表的な町、個性ある篠栗町のさらなる発展のために、また、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の实践による、篠栗町人口ビジョンの達成に向けて、自治の両輪としてのさらなるご協力を賜りますようお願い申し上げまして、平成28年第2回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) 本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成28年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

横山 久義

篠栗町議会議員

今長谷 武和
